様式第3号(第5条関係)

誓　約　書

　私は、ウェルカム本宮ファミリー移住支援金(以下「支援金」という。)を交付申請するにあたり、以下のことを誓約します。

　なお、支援金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、同要綱第10条第1項の規定に基づき、支援金を返還します。

1　5年以上継続して本市に住民登録し、居住する意思を有していること。

2　就業者の場合にあっては、就業先の転勤等の理由で、転入日から記載して5年に満たない日までに本市から転出することが明らかでないこと。

3　申請日現在で、交付対象世帯等の構成員に市税等の滞納がないこと。

4　交付対象世帯等の構成員に、暴力団員(本宮市暴力団排除条例(平成24年本宮市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)がいないこと。

　　令和　　年　　月　　日

　本宮市長　高松　義行　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住　所 |  |
| 氏　名 | （署名） |

【参考】(支援金交付要綱第9条第1項、第10条第1項　抜粋)

　(交付決定の取消し)

第9条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

　(1)　転入日から起算して5年に満たない日までに、本市から転出した場合。ただし、災害等やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

　(2)　虚偽の申請その他不正行為により支援金の交付を受けた場合。

　(3)　その他市長が適当でないと認めた場合。

　(支援金の返還)

第10条　市長は、前条の規定による支援金の交付決定を取り消した場合において、支援金がすでに交付されているときは、当該支援金を返還させることができる。